

「直接的必要経費」として認められる経費・認められない経費について

税法における特別控除や青色申告等の基礎控除は、実際の経費ではありませんので、直接的必要経費として認められません。必要経費とは税法上で認められている経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費をさします。

「○」・・・直接的必要経費として認められる経費

「△」・・・事業用であることが証明できた場合、直接的必要経費として認められる経費

「×」・・・直接的必要経費として認められない経費

科目	認定可否	備考
売上原価	○	
給料賃金	×	
外注工賃	△	事業運営上、不可欠と判断できる理由がある場合
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所住所が異なる場合
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	×	
水道光熱費	△	自宅住所と事業所住所が異なる場合
通信費	△	自宅住所と事業所住所が異なる場合で私用の電話と区別がついている場合
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所住所が異なる場合
消耗品費	△	事業運営上、不可欠と判断できる理由と証明(領収書等)がある場合
福利厚生費	×	
雑費	×	
図書費	×	

※注意

- 自営業者の職業は多岐にわたるため、お一人お一人の職業・状況等を見させていただき認定の可否を判断します。
- 認定基準内であることを示す確定申告書等を提出できない場合、健保で判断ができないため、認定不可とすることがあります。
- 自営業者の場合、サラリーマンに比べ、職業により収入の変動が大きい場合があります。単年で判断することが難しい場合があります。その際は、過去数年間の確定申告書等の書類を提出いただくことがあります。